

○議会の議決に付すべき渡島廃棄物処理広域連合の契約及び財産の取得又は
処分に関する条例

(平成12年10月24日条例第13号)

改正 (平成18年2月28日条例第5号)

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。